

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター

理事長 山下 真 様

確 認 書

農地中間管理事業にて農用地の貸借権の設定を受けるにあたり、農用地利用集積計画の2共通事項（2）アで「農用地を適正に利用」に該当する具体的な事例は以下のとおりですので、ご了解をお願いします。

1. 新規農業参入または新規就農の場合には、提出した事業計画書に沿って行うこと。
2. 農用地周囲の草刈りについて近隣の地権者および耕作者と方法、時期、場所について合意し、合意に基づく草刈りを行うこと。
3. 水利等に関する地域の約束事を守ること。
4. 特記事項に記載のある場合は、地元での共同作業（出合作業）に参加・対応すること。
5. 農用地の借受期間途中にて農業を長期にわたり中断または終了する場合は、その時点で農地を原状に復すること。
6. 種苗法、植物防疫法、肥料取締法、農薬取締法、その他の関係法令を遵守すること。
7. 上記以外に公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターより改善申し入れがあった場合は、そのことについて改善を行うこと。

（参考）農用地利用集積計画（第24号B）

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（2）賃借権の設定等の条件

農地中間管理機構（以下「甲」という。）は乙が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。また乙が賃借権の設定等を受ける土地については、乙が事前に自ら当該土地の状況（土質、接道等）、水利の状況（水路、水利条件等）、周囲の状況（当該土地での営農に影響が考えられる周囲の環境）等営農に必要な条件を確認のうえ設定を受けるとし、甲は乙の営農に起因する事故等について責任を負わない。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

上記について確認し、了解しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印